

令和8年度労働報酬下限額について

足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号）第9条第1項の規定により、令和8年度における労働報酬下限額を定めたので、同条例第9条第3項の規定により告示する。

令和8年3月2日

足立区長 近藤 弥生



1 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額

(1) 職種別労働報酬下限額

[単位：円（1時間当たり）]

NO.	職 種	下限額	NO.	職 種	下限額
1	特殊作業員	3,455	27	普通船員	3,680
2	普通作業員	3,038	28	潜水士	5,930
3	軽作業員	2,105	29	潜水連絡員	4,298
4	造園工	3,117	30	潜水送気員	4,040
5	法面工	3,780	31	山林砂防工	3,657
6	とび工	3,725	32	軌道工	6,605
7	石工	3,725	33	型わく工	3,713
8	ブロック工	3,645	34	大工	3,443
9	電工	3,860	35	左官	3,803
10	鉄筋工	3,803	36	配管工	3,387
11	鉄骨工	3,353	37	はつり工	3,510
12	塗装工	4,107	38	防水工	4,298
13	溶接工	4,287	39	板金工	4,028
14	運転手（特殊）	3,500	40	タイル工	3,128
15	運転手（一般）	2,880	41	サッシ工	3,747
16	潜かん工	4,197	42	屋根ふき工	2,400
17	潜かん世話役	5,030	43	内装工	3,870
18	さく岩工	4,725	44	ガラス工	3,758
19	トンネル特殊工	4,253	45	建具工	3,304
20	トンネル作業員	3,612	46	ダクト工	3,387
21	トンネル世話役	4,815	47	保温工	3,218
22	橋りょう特殊工	4,130	48	建築ブロック工	3,406
23	橋りょう塗装工	4,107	49	設備機械工	3,150
24	橋りょう世話役	4,725	50	交通誘導警備員A	2,307
25	土木一般世話役	3,870	51	交通誘導警備員B	2,105
26	高級船員	4,467			

※ ただし、令和7年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額については、締結した年度の労働報酬下限額とする。

(2) (1)のうち、労働者等の合意の下、見習い、手元等の労働者と使用者が判断する者の労働報酬下限額

[単位：円（1時間あたり）]

労働報酬下限額	1,637
---------	-------

※ ただし、令和7年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額については、締結した年度の労働報酬下限額とする。